

TOYOGAWA

YOUSUI

豊川用水

水土里ネット豊川総合用水


 みどり
水土里ネット

編集発行／豊川総合用水土地改良区

豊橋市今橋町8

TEL.0532-54-8278

FAX.0532-54-8292

URL／<http://www.toyosou.jp>E-mail／toyogawayousui@toyosou.jp

Vol.92 2024 SUMMER 令和6年7月1日発行

太陽光発電を利用したポンプ運転の試験運用を開始しました!!

にしもんざわ

【豊川用水施設 西門沢揚水機場(新城市富岡地内)】

詳しくは7ページをチェック!



主な 内容

理事長あいさつ・第38回通常総代会開催の報告……………2

新役員の紹介・令和6年度一般会計収支予算について…3

賦課金のお知らせ……………4

名義変更・農地転用の届け出について……………5

豊川総合用水土地改良区……………6～7

ICT設備導入について

節水のお願い・子ども絵画展・お問い合わせ先……8



理事長あいさつ

理事長 小久保 三 夫

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素から皆様方には、豊川用水に係る維持管理事業及び豊川用水二期事業につきまして、格別のご支援とご協力を賜り心から御礼申し上げます。

始めに、今年の元日に発生した令和6年能登半島地震において、犠牲となられた方々へご冥福をお祈り申し上げるとともに、被害を受けられた方々へ心よりお見舞い申し上げます。

さて、近年、日本の農業は、農業者の高齢化や担い手不足などの課題を抱え、今後、農業者や耕地面積が激減すると予測されており、この地域でも同様の傾向が見られます。

そこで、当土地改良区では、「豊川用水から次世代農業を展望する」総合政策を立案し、関係機関へ提案して参りました。その内容は3つの柱からなります。

1つ目は、「カーボンニュートラル」いわゆる脱炭素により、地球温暖化を防ぐ取り組みです。その取り組みの一つとして、豊川用水施設に太陽光発電設備を設置し、その発電電力により、揚水機場の稼働電力を賄う、地産地消型エネルギー供給の実装計画を進めております。こちらは、今年3月、新城市内の西門沢揚水機場で、全国初の試運転に成功しました。また、工場等で発生する二酸化炭素を温室栽培へ利活用することにより、カーボンニュートラルに貢献したいと考えております。

2つ目は、「新たな基盤整備」です。スマート農業を見据えた農地基盤づくりを推進し、更に揚水機場や調整池等へICT(情報通信技術)やAI(人工知能)を導入し、遠隔での監視・操作による管理労力の軽減、水と電力の効率的な利用を図ります。

3つ目は、「防災・減災対策」です。発生が予測されている南海トラフ巨大地震は、当地域の農業用施設へ甚大な被害を及ぼすものと想定されます。大規模地震や気候変動による風水害対策を講じた更新事業の推進に併せ、現行豊川用水二期事業を積極的に推進します。

今後、これらの提案にご理解いただいた関係機関とともに「豊川用水次世代農業推進協議会」を設立し、総合的に検討を進め、未来へ繋ぐ新しい農業を提唱してまいります。

結びに、この地域が豊川用水を通じて、更なる発展を遂げられますよう、管理運営に一層努めてまいります。引き続き、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第38回通常総代会を開催しました

令和6年3月22日午前10時より、ライフポートとよはしにおいて、多数のご来賓、顧問、参与のご臨席を賜り、第38回通常総代会を開催しました。議長には豊川市の竹生齊総代が選出され、提出した16議案のすべてが原案のとおり可決承認されました。



【総代会提出議案】

- | | |
|------------------------------------|------------------------------------|
| 第1号議案 施設管理規程の一部変更について | 第9号議案 令和6年度新規加入金の議決について |
| 第2号議案 役員等の報酬・費用弁償及び旅費支給規程の一部変更について | 第10号議案 令和6年度決済金の議決について |
| 第3号議案 基金設置規程の一部変更について | 第11号議案 令和6年度一時借入金の限度額及び償還方法の議決について |
| 第4号議案 監査細則の一部変更について | 第12号議案 令和6年度一般会計収支予算の議決について |
| 第5号議案 会計細則の一部変更について | 第13号議案 令和6年度農地転用特別会計収支予算の議決について |
| 第6号議案 令和6年度事業計画の議決について | 第14号議案 令和6年度歳計現金預入れ先の承認について |
| 第7号議案 令和6年度基金の取り崩しについて | 第15号議案 指示訂正事項の議決について |
| 第8号議案 令和6年度賦課金の賦課及び徴収方法の議決について | 第16号議案 役員の補欠選任について |

新役員紹介

第38回通常総代会において、理事1人の補欠選任が行われ、宮野豊彦氏が就任されました。

(任期:令和8年11月28日まで)



みよの ともひこ
理事 宮野 豊彦
(豊橋市)

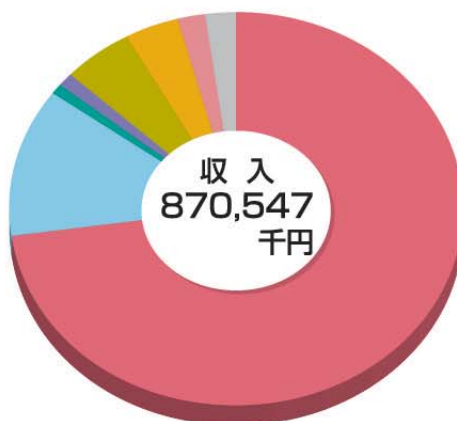
退任された役員

理事 加藤 彰夫(豊橋市)

令和6年度 一般会計収支予算

単位:千円

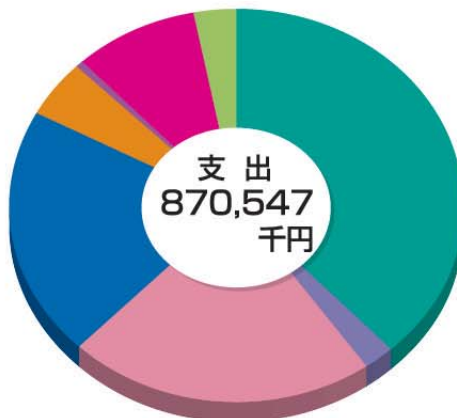
他会計繰入金 特別会計からの繰入金	38,154
附帯事業収入 基本財産運用収入 特定資産運用収入 寄付金収入 雑収入 借入金収入 固定資産売却収入 利息・各種手数料など	18,237
繰越金	16,995



土地改良事業収入 賦課金など	634,398
補助金等収入 県・市等からの補助金など	100,564
交付金収入 適正化事業の交付金	10,350
受託料収入 業務受託料	10,745
基本財産取崩収入 特定資産取崩収入 基金の取崩金	41,104

単位:千円

借入金返済支出 支払利息 機構営事業の償還金など	39,738
固定資産取得支出 車両などの購入費用	6,442
基本財産積立支出 特定資産積立支出 他会計繰出額 特別会計・基金への繰出金など	75,982
予備費	26,078



土地改良事業費支出 全地区の維持管理費	332,058
配水系管理事業費 新城地区の維持管理費	20,494
一般管理費支出 運営事務費など	190,155
土地改良事業負担金支出 水資源機構の管理費など	179,600

受益面積・組合員数

令和6年4月1日現在

区 分	豊橋市	田原市	新城市	豊川市	蒲郡市	合 計
受 益 面 積	5,676.5ha	6,666.1ha	542.1ha	1,613.2ha	532.3ha	15,030.2ha
組 合 員 数	7,913人	7,536人	1,580人	4,163人	1,405人	22,597人

組合員のみなさまへ

令和6年度 賦課金のお知らせ

賦課金とは、豊川用水の維持管理に必要な費用や事業償還金等を受益面積に応じて負担していただくものです。

区 分	経 常	送水系維持管理	配水系維持管理	水資源機構管理
地 区	全 地 区	全 地 区	新 城 地 区	全 地 区
1,000㎡当たり の金額	1,000円	田 1,100円 畑 1,210円	自然圧 田 2,205円 畑 880円 ポンプ掛 田 4,345円 畑 1,840円	田 780円 畑 855円
区 分	県 営 事 業	機構営二期事業	二期石綿管除去 (送水系)	二期石綿管除去 (配水系)
地 区	全 地 区	全 地 区	全 地 区	配 水 系 地 区
1,000㎡当たり の金額	310円	275円	145円	265円

令和6年4月1日時点で当土地改良区の受益地となっている土地について、賦課金通知書を発行しています。

賦課金の期限内納付にご協力ください

豊川総合用水土地改良区の賦課金通知書の発行は、**毎年1回**となっております。

本年度の納入期限と口座振替日は**令和6年7月25日(木)**です。

- ・口座振替の方は、7月24日(水)までに、届け出された口座にご入金くださるようお願いいたします。
(賦課金通知書に口座番号の下3桁を表示しておりますので、お間違えのないようお願いいたします。)
- ・窓口収納の方は、金融機関の窓口でお支払いください。
- ・ATM、ネットバンキング等にて賦課金を納付の際は、通知書記載の氏名を必ず入力してください。
- ・振込手数料が必要な場合は、振込者負担にてお願いいたします。

賦課金の納入には口座振替が便利です

次の金融機関で口座振替できますので、是非ご利用ください。

- 愛知県内の各農協
- 豊橋信用金庫
- 蒲郡信用金庫
- 豊川信用金庫
- 豊橋商工信用組合
- とびあ浜松農協
- 愛知県信連

口座振替の申込用紙は、各金融機関の窓口及び当土地改良区にありますので、お気軽にお問い合わせください。

コンビニエンスストアで支払い可能な納付書があります

コンビニエンスストアで支払いを希望される方は、専用の納付書を郵送しますので、財務課までお問合せください。なお、支払いは現金のみとなります。

※同封されている納付書ではコンビニエンスストアで支払うことができません!

こんな時は必ず届け出を してください

- 組合員の方が亡くなられた場合
- 農地を売買または交換した場合
- 経営移譲した場合
- 住所や氏名に変更があった場合

法務局や農業委員会の手続きでは土地改良区の名義は変更されません。

ご注意ください

賦課金の未納がある農地を売買等すると、新しい組合員に未納金の支払い義務が生じます。

(土地改良法第42条第1項(権利義務の承継))

農地転用(宅地、駐車場等)・地区除外をする場合には 土地改良区への申請と決済金の納付が必要です

公共用地(道路、河川等)として買収された場合でも、土地改良区への申請と決済金の納付が必要です。

※決済金とは、受益面積が減ることにより、他の受益地への負担が重くならないよう、残りの事業償還金等を一括して支払っていただくものです。

農地転用決済金 (1,000㎡当たり)

地 区	田	畑
全地区(下記地区を除く)	98,990円	104,990円
石綿管除去地区(配水系)	101,230円	107,280円
赤羽根地区	96,950円	103,000円
赤羽根地区 石綿管除去地区(配水系)	99,190円	105,240円
新城地区	206,580円	149,670円
新城地区 石綿管除去地区(配水系)	208,820円	151,960円

決済金は、地区除外等処理規程による意見書を交付すると同時にその全額を徴収します。

新規加入金 (1,000㎡当たり)

田	畑
79,000円	89,000円

※届け出については、財務課、豊橋・田原・豊川管理事務所にお問い合わせください。
(電話番号等は最終ページの下段をご覧ください。)
なお、届出用紙は、ホームページからダウンロードできます。

賦課金についてQ&A

Q:賦課金って何?

A:土地改良区が施設を維持管理するための費用と、大規模な改修工事などの事業費の返済に充てられる費用です。農地へ水を安定して届けるためには、常に施設の操作や整備、補修が必要ですので、その費用を組合員の皆さまに負担していただいています。

Q:水は使っていないんだけど、それでも支払うの?

A:賦課金は水の使用料ではありません。土地改良区は施設を維持管理しなければならないため、その費用を負担していただいています。

Q:賦課金通知書がいくつも来るんだけど?

A:地元の土地改良区からも賦課金通知書が発行されます。水は、ダムから多くの施設を経由して、農地へ届けられます。それらの施設は、水資源機構と当土地改良区、地元の土地改良区などで分担して維持管理していますので、それぞれに必要な費用が生じます。

豊川総合用水土地改良区 ICT設備(遠方監視・制御システム)導入について

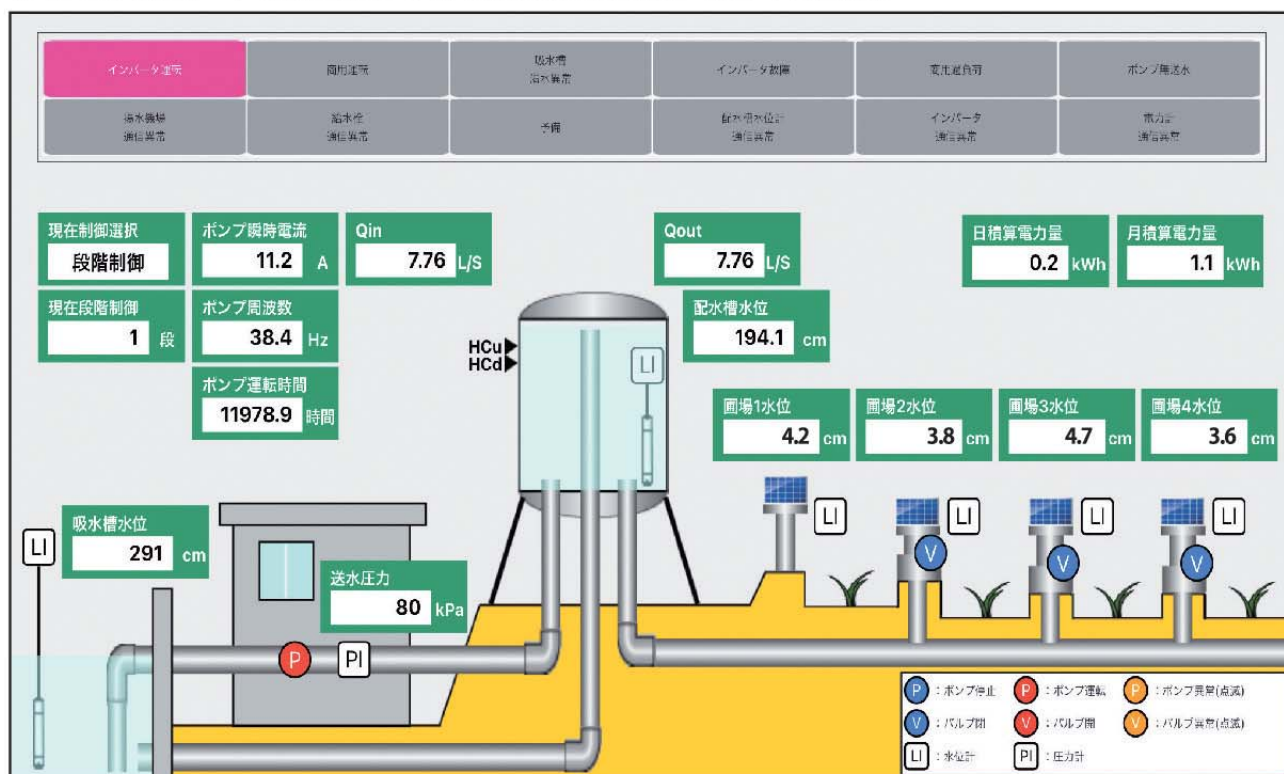
現在までの取り組み経緯

平成29年度	豊川用水次世代型水管理研究会を設立
	揚水機場の状況、集積データの一括管理を可能とする「WEB-iDAS」を構築
	中山間地域における農業者の負担軽減、配水の高効率化や電気使用料の削減を検証
	西門沢揚水機場(新城市)へ、揚水機場から、農業者が管理する水田給水栓を連携させた、ICT設備を導入 →電気使用量 約6割削減の効果発現
平成30年度	草部揚水機場(新城市)へICT設備を導入 →電気使用量 約3割削減の効果発現
令和2年度	国府支線(豊川市)へICT設備を導入
令和3年度	中宇利揚水機場(新城市)へICT設備を導入
令和4年度	雨生山、三ツ又、日吉揚水機場(新城市)へICT設備を導入
令和5年度	高師支線(豊橋市)、吉祥北、吉祥南揚水機場(新城市)へICT設備を導入

WEB-iDAS(遠方監視・制御システム)

揚水機場～水田給水栓の一括管理画面

[パソコン、スマートフォン、タブレット端末等により、リアルタイム管理]



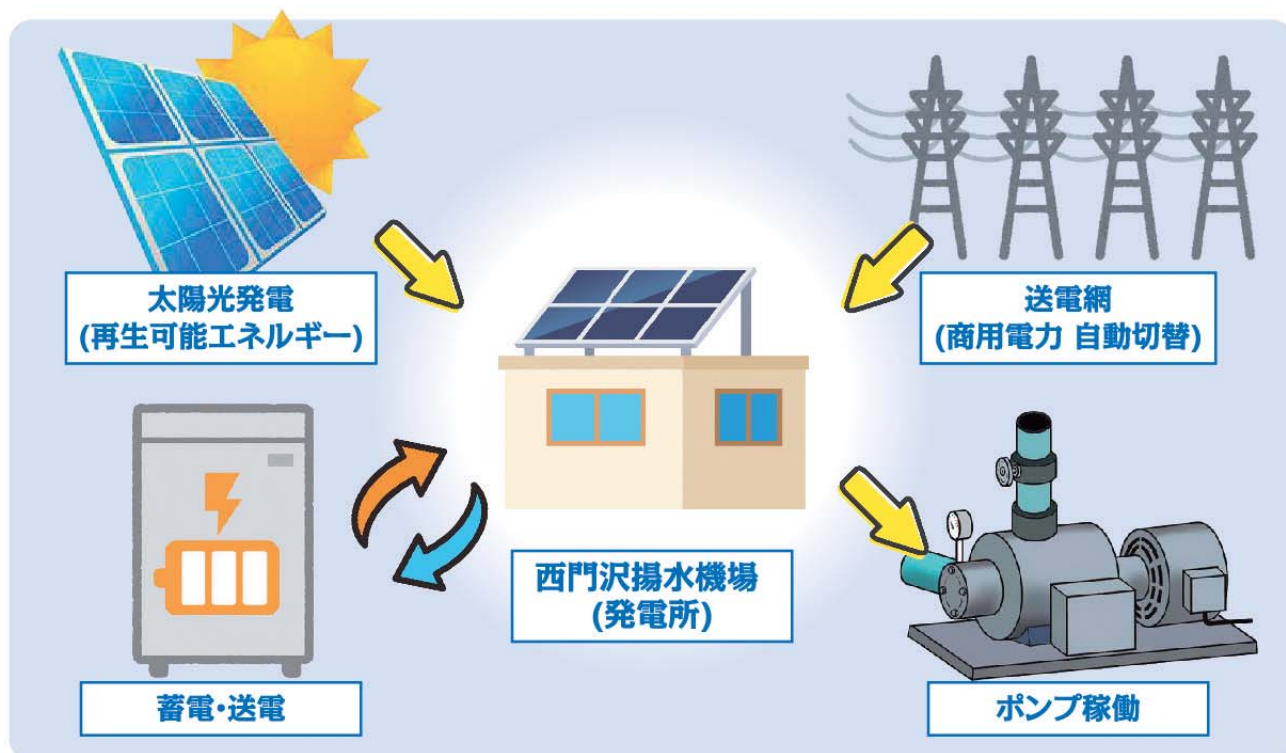
太陽光発電(再生可能エネルギー)によるポンプ運転をスタート

西門沢揚水機場(新城市)では、平成29年度から取り組んできたICT(情報通信技術)の導入効果により、限りなく少ない電力での安定運用が可能となりました。

そこで、この成果をさらに活かす取り組みとして、新たに太陽光発電を組み合わせることで、カーボンニュートラルを見据えた『地産地消型の再生可能エネルギー供給システム』を構築し、そのモデル地区として、実証実験を行うこととなりました。

これは全国初の取り組みとなり、揚水機場敷地内に太陽光発電設備を設置し、太陽光より得た電力(再生可能エネルギー)を蓄電しつつ、当地区でのポンプ運転の動力として直接活用するものです。なお、電力が不足する場合には、自動的に商用電力へ切り替えて給電する仕組みとなっています。

今期の水田かんがい期から実証実験を開始しており、その結果により、豊川用水地域の他地区揚水機場への導入拡大に繋がられるか検証していきます。



自動給水栓の試験運用について

豊川用水管内の一部の水田地域では、様々な自動給水栓を試験設置し、試験運用にご協力いただける耕作者の方々に使用してもらっています。その使用感想は「見回り回数が減り、負担が減った」など、好評価を得ています。

スマートフォンやタブレット端末で、ほ場の水位設定、確認等がリアルタイムで管理できる!



設置状況(新城市)

水は大切な資源

これからの時期は、水の使用量が増えます。

皆さまひとりひとりの節水への心がけが重要です。



危険!!

水路やため池は大変危険です。遊んでいる子どもを見かけたら、近づかないように声をかけてあげてください。



未来へつなごう! ふるさとの水土里2024 子ども絵画展 作品募集

「未来へつなごう!ふるさとの水土里子ども絵画展」は、子どもたちに農業と豊かな自然、美しい農村の風景を描いてもらい、日本の農業を未来へ引き継いでいくことを目的としています。

田んぼや畑、そこに生きる虫や動物、地域に伝わるお祭りや風習、農村の様々な風景などを四つ切り画用紙に描いて、ご応募ください。

めざせ!
農林水産
大臣賞!!

応募資格：小学生以下 / 応募締切：9月6日(金)

詳しくは当土地改良区のホームページでご確認ください。



令和5年度水土里ネット豊川総合水理事長賞



令和5年度入選作品



お問い合わせ先

事務局

豊橋市今橋町8

TEL.0532-54-8278

総務課

財務課

管理課

窓口

賦課金や組合員の名義について
漏水や施設の破損について
通水・配水について
農地転用について
その他のことについて

▶ 財務課
▶ 豊橋・田原・豊川管理事務所
▶ 豊橋・田原・豊川管理事務所
▶ 豊橋・田原・豊川管理事務所
▶ 総務課

地面から水が噴き出していたり、何か異常を見つけた時には、ご連絡ください!



豊橋管理事務所

豊橋市(豊橋北西部を除く)

豊橋市今橋町8

TEL.0532-54-8278 休日・夜間090-7439-4882

田原管理事務所

田原市

田原市加治町大新子42-1

TEL.0531-22-1702 休日・夜間は転送されます

豊川管理事務所

新城市、豊川市、蒲都市、豊橋北西部

豊川市八幡町東赤土60-5

TEL.0533-56-2711 休日・夜間は転送されます

お世話になりました

〈令和6年3月31日 退職〉 杉浦 太 (技術監)

よろしくお願いします

〈令和6年4月1日新規採用〉 長浜 健弥 (豊川管理事務所)
廣中 葵 (田原管理事務所)